

議案關係説明資料

(1) 議案第 1 号關係

交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

1. 経緯

(1) 借入金の発生(昭和39年～)

交付税特会は、地方公共団体に対して、国税の一定割合等を財源として地方交付税及び地方譲与税を配分。財源が不足する場合、借入金により補てん。

(2) 借入金の増加(平成4年～)

バブル崩壊以降、税収の落ち込み等を背景にした地方財源不足から、借入金が増加。

＜平成18年度末借入金現在高＞ 52兆2,821億円

うち国負担分 : 財融 18兆6,648億円

地方負担分 : 財融 11兆3,348億円

民間 22兆2,824億円

2. 償還実績

(単位：億円)

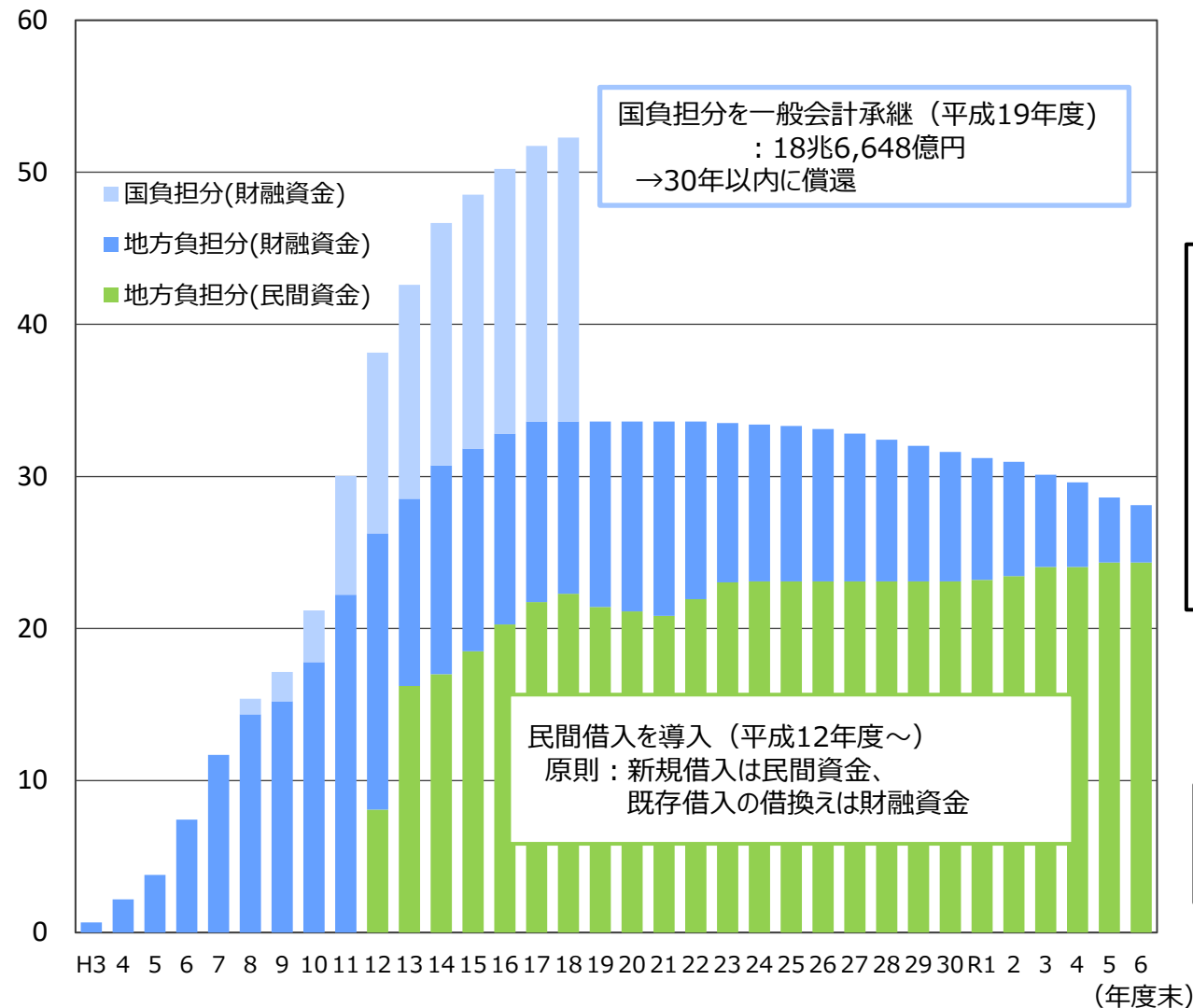
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年間 償還額	1,000	1,000	1,000	2,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,050	2,500	8,500

年度	R4	R5	R6
年間 償還額	5,000	10,000	5,000

交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

3. 推移

(兆円) 交付税及び譲与税配付金特別会計現在高の推移



交付税及び譲与税配付金特別会計

令和6年度末借入金現在高：28兆1,123億円

うち財政融資資金

令和6年度末現在高：3兆7,673億円

うち民間資金

令和6年度末現在高：24兆3,450億円

財政融資資金からの一時借入金の借換

令和6年度末現在高：2,935億円

令和6年度における

財政融資資金の年度越し短期貸付予定額

（借入金及び一時借入金の借換）：**4兆608億円**

特別会計に関する法律（抄）

（平成19年3月31日法律第23号）
（最終改正：令和6年12月23日法律第71号）

（一時借入金の借換え）

第26条 第15条第4項の規定にかかわらず、交付税特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、交付税特別会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 （略）

3 第1項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから1年以内に償還しなければならない。

附 則（平成19年3月31日法律第23号）抄

（交付税特別会計における借入金の特例）

第4条 交付税特別会計において、令和6年度から令和35年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第13条第1項の規定にかかわらず、令和6年度にあっては28兆1,122億9,540万8千円・・・（中略）・・・を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

1. 経緯

(1) 昭和48年度末累積債務の棚上げ分

昭和48年の健康保険法等の一部改正において、保険給付の改善等が行われた際に、昭和48年度末までに累積した債務については、厚生保険特別会計健康勘定に計上しつつ、保険料で償還せずに一般会計からの繰入れで償還するものとする棚上げ措置を講じた。

※ 診療報酬の引上げ等により保険給付が増加する中、国会情勢により保険料の引き上げが難航し、債務が増加。

＜昭和48年度末債務残高＞ 3,033億円 ※全額資金運用部資金借入金

(2) 昭和59年度末日雇労働者健康保険事業累積債務の棚上げ分

昭和59年の健康保険法等の一部改正において、日雇労働者健康保険が廃止され政府管掌健康保険に統合された際に、昭和59年度末までに累積した日雇労働者健康保険事業の債務については、昭和48年度末累積債務と同様に棚上げ措置を講じた。

※ 被保険者に低所得者が多いことなどに伴い財政が悪化していた。

＜昭和59年度末債務残高＞ 7,848億円 ※全額資金運用部資金借入金

2. 現状

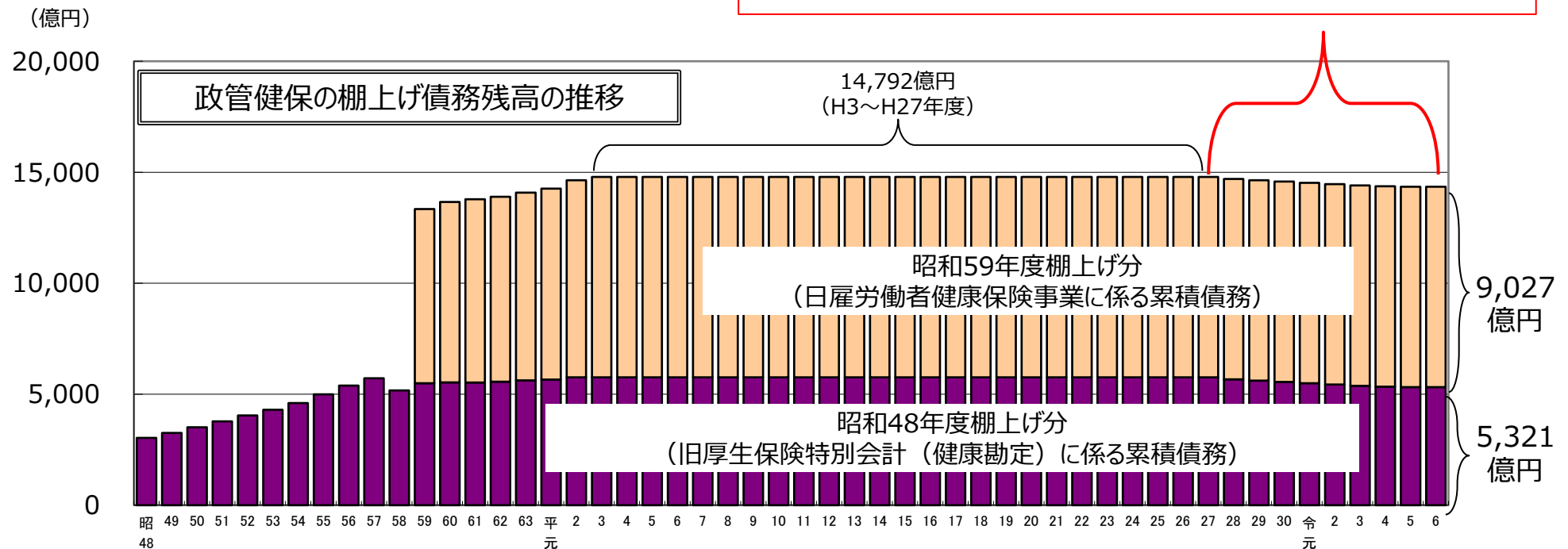
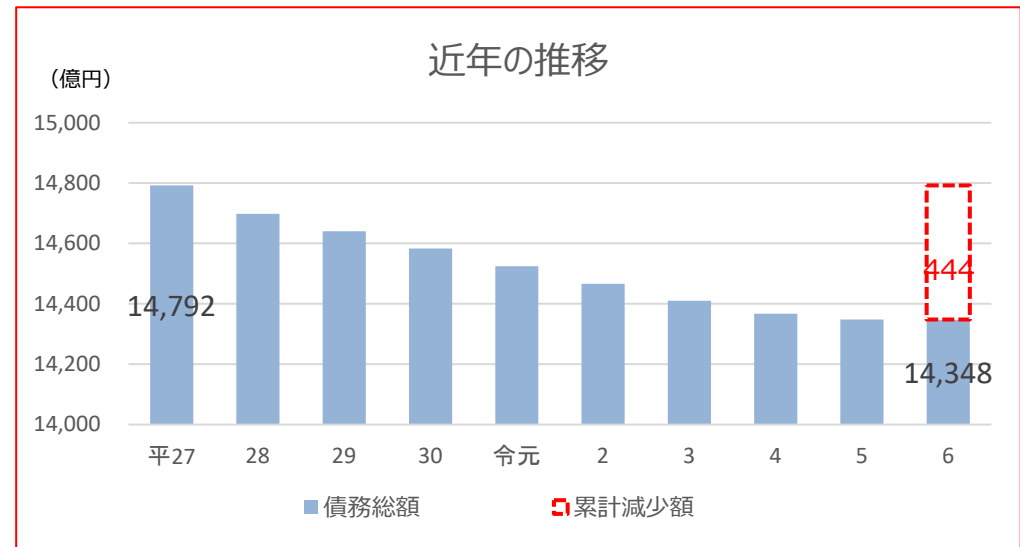
上記の累積債務については、全額一般会計からの繰入により償還することとされているが、一般会計の厳しい財政事情から未だ償還されていない状況であり、財政融資資金からの短期借入金により、これを賄っている。

＜令和6年度末債務残高＞ 14,348億円 ※全額財政融資資金借入金

年金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

3. 推移

- 平成4年度以降は、発生利子相当額の全額が一般会計から繰り入れられたため、残高は1兆4,792億円（平成3年度末）のままで推移。
- 平成28年度以降は、年金特別会計の借入金諸費の一部（利払費の不用額）を元本償還に充てており、債務残高は逡減傾向。



特別会計に関する法律（抄）

（平成19年3月31日法律第23号）
（最終改正：令和6年12月23日法律第71号）

附 則（平成19年3月31日法律第23号）抄

（健康勘定における借入金の特例）

第30条 当分の間、第13条の規定にかかわらず、健康勘定においては、旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の健康勘定…（中略）…の昭和48年度の末日における借入金、健康保険法等の一部を改正する法律…（中略）…に基づく厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和59年度の末日における借入金及び旧健康勘定において生ずる昭和59年改正法附則第18条の規定による廃止前の日雇労働者健康保険法…（中略）…に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに係る債務を弁済するために必要がある場合には、健康勘定の負担において、借入金を行うことができる。

（一般会計から健康勘定への繰入れの特例）

第31条 当分の間、第6条の規定にかかわらず、昭和48年度以前に旧健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する借入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。

議案關係説明資料

(2) 議案第2号關係

地方公共団体に係る財政融資資金運用計画の変更（追加）について

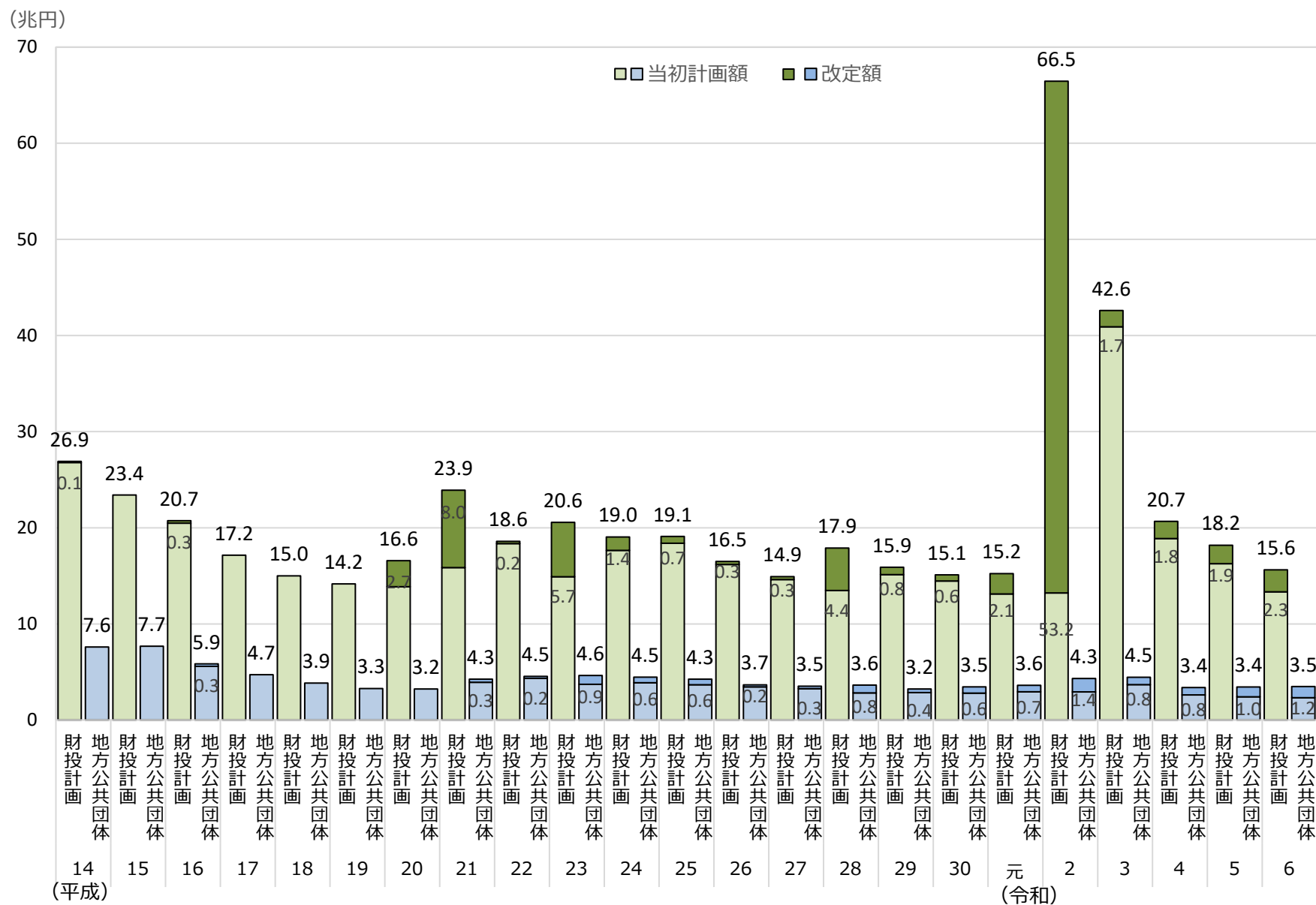
令和6年度一般会計予備費使用についての閣議決定（令和7年2月28日）に伴い、地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、令和6年度特別会計予算総則第22条第3項に基づき、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付けを263億円追加することとする。

【財政融資資金運用計画】

（単位：億円）

機関名	現計画	追加	追加後計画
地方公共団体	34,624	263	34,887
食料安定供給特別会計外 22機関	90,270	—	90,270
合計	124,894	263	125,157

財政投融资計画総額と地方公共団体向け財政融資の推移（改定後計画）



参照条文

令和6年度特別会計予算総則（抜粋）

（財政融資資金の長期運用予定額）

第22条 令和6年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区 分	長 期 運 用 予 定 額
24 地 方 公 共 団 体	2,325,800,000千円

2 略

3 予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項第4号から第24号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

【参考】令和6年度地方債計画（改正後・通常収支分と東日本大震災分の合計）

(単位：億円、%)				
項 目	令和6年度 計画額 (A)	令和5年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,794	15,889	△ 95	△ 0.6
2 公営住宅建設事業	1,083	1,097	△ 14	△ 1.3
3 災害復旧事業	4,009	1,127	2,882	255.7
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	4,108	705	17.2
(1) 学校教育施設等	2,119	1,682	437	26.0
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,254	981	273	27.8
(4) 一般補助施設等	538	541	△ 3	△ 0.6
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	26,846	27,388	△ 542	△ 2.0
(1) 一般	2,494	2,486	8	0.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	3,800	4,800	△ 1,000	△ 20.8
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	-	450	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,304	5,940	364	6.1
(1) 辺地対策	574	540	34	6.3
(2) 過疎対策	5,730	5,400	330	6.1
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調	100	100	0	0.0
計	59,994	56,694	3,300	5.8
二 公営企業債				
1 水道事業	7,259	6,038	1,221	20.2
2 工業用水道事業	465	297	168	56.6
3 交通事業	1,767	1,719	48	2.8
4 電気事業・ガス事業	241	333	△ 92	△ 27.6
5 港湾整備事業	577	619	△ 42	△ 6.8
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	4,598	383	8.3
7 市場事業・と畜場事業	514	287	227	79.1
8 地域開発事業	1,290	919	371	40.4
9 下水道事業	14,304	12,649	1,655	13.1
10 観光その他事業	100	95	5	5.3
計	31,498	27,554	3,944	14.3
合 計	91,492	84,248	7,244	8.6

(単位：億円、%)				
項 目	令和6年度 計画額 (A)	令和5年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 補正予算債	17,386	-	17,386	皆増
六 国の予算等貸付金債	(351)	(266)	(85)	(32.0)
総 計	114,222	94,994	19,228	20.2
内 普 通 会 計 分	83,748	68,172	15,576	22.8
訳 公 営 企 業 会 計 等 分	30,467	26,822	3,645	13.6
資 金 区 分				
公 的 資 金	52,631	40,657	11,974	29.5
財 政 融 資 資 金	34,887	24,238	10,649	43.9
地方公共団体金融機構資金	17,744	16,419	1,325	8.1
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(351)	(266)	(85)	(32.0)
民 間 等 資 金	61,591	54,337	7,254	13.4
市 場 公 募	33,100	34,100	△ 1,000	△ 2.9
銀 行 等 引 受	28,491	20,237	8,254	40.8
その他同意等の見込まれる項目 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島 地震減収対策企業債 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債 6 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般 補助施設整備等事業債 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営 企業債 8 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債				

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害復旧資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。